

市からのイチオシの情報をお届け！
最新の情報は市 HP から確認できます。



お知らせ

問 住政策推進課 ☎ 内線 583 FAX 22-7750

市 HP



ひたちエコみらい住宅助成が始まりました

若い方の市内への転入や定住を促進するため、新築の省エネ住宅を取得した子育て世帯・若者夫婦に対して、取得費用の助成を行います。

助成金額 **10** 万円

対象者 次のすべてを満たす方

- 子育て世帯か若者夫婦
- 暴力団員ではない
- 申請者及び世帯員のうち、市税等の滞納がない
- 対象住宅の条件に当てはまる住宅を、契約に基づき取得している

対象住宅 次のすべてを満たす住宅

- 令和 5 年 10 月 1 日以降に住宅の取得契約を締結している
- 長期優良住宅か ZEH 水準以上の住宅である
- 申請者及びその世帯全員が住民登録をする
- 延床面積が 50 ~ 240 m² である
- 新築の注文住宅か分譲住宅(完成から 1 年以内)である

申込み 来年 3 月 31 日(月)までに、上記 QR からか直接、住政策推進課へ

* 予算に達し次第終了となります。お早めに申請をお願いします。

国や市の助成金と併用ができます！

ひたちエコみらい住宅助成は、市や国の他の助成金と併用が可能です！

申請できる時期、申請期限は助成金によって異なりますのでご相談ください。

【併用できる助成金の例】

- ひたちマイホーム取得助成 (市)
- 山側住宅団地住み替え促進助成 (市)
- ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助金 (市)
- 住宅用の家庭用燃料電池 (エネファーム) (市)
- 子育てエコホーム支援事業 (国)
- 戸建住宅 ZEH 化等支援事業 (国)

お知らせ

問 警防課 ☎ 24-0119 FAX 22-0102

9月9日は「救急の日」

9月9日は「救急の日」です。また、この日を含む1週間(9月8日～9月14日)は「救急医療週間」となっています。安全・安心な暮らしに欠かせない救急医療について、ぜひ、この機会に考えてみましょう。



緊急を要する応急手当

いざという時、救急車が到着するまでの応急手当により、病気やけがの悪化を防ぐことができます。その場に居合わせた人による早急な 119 番通報と適切な応急手当、救急隊による救命処置と搬送、医療機関における救命医療の連携をスムーズに行うため、応急手当救命講習を受講し、いざという時に備えましょう。

応急手当救命講習の申込みはこちら ▶



救急車の適正な利用

「病院に行くべきか分からない」「どこの病院に行けばいいのかわからない」といった場合は、茨城おとな救急電話相談(☎ # 7119 か 050-5445-2856)・茨城子ども救急電話相談(☎ # 8000 か 050-5445-2856)や消防本部の医療情報問合せ(☎ 22-4199)に相談してください。

また、緊急性のない定期的な通院などは、タクシーなどの公共機関を利用していただくか、民間の患者搬送事業者などを活用ください。

市 HP ▶



子育て

問 子育て支援課 ☎ 内線 338 FAX22-3011

市 HP



10月から児童手当制度が変わります

児童手当法の改正により、10月から児童手当制度が下表のとおり変わります。変更は、10月分（12月支給分）の手当から反映されます。

区分	改正前（9月まで）	改正後（10月から）
支給対象	15歳到達後の最初の年度末まで（中学生まで）	18歳到達後の最初の年度末まで（高校生年代まで）
所得制限	所得制限限度額、所得上限限度額あり	所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3歳未満：15,000円 ■ 3歳から小学校終了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ■ 中学生：10,000円 ■ 所得制限限度額以上：5,000円 (所得上限限度額以上は不支給) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ■ 3歳から18歳到達後の最初の年度末まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
第3子以降の算定対象	18歳到達後の最初の年度末まで（高校生年代まで）	22歳到達後の最初の年度末まで（大学生年代まで） *親などの経済的負担がある子に限る
支給月	2、6、10月（年3回） *各前月までの4か月分を支給	偶数月（年6回） *各前月分までの2か月分を支給

新たに申請が必要な方

次のいずれかに該当する方は、新たに申請が必要となりますので、子育て支援課、市民課、各支所、駅前出張所で手続きをしてください。*①～②のいずれかに該当する方には、8月末までに申請のお知らせを送付します。

- ①改正前の所得上限限度額以上により、支給対象外であった方
- ②中学生以下の子を養育しておらず、高校生年代の子を養育している方
- ③別居している高校生年代の子を養育している方
- ④高校生年代以下と大学生年代の子を養育しており、高校生以下の子が新たに第3子加算の対象になる方

お知らせ

問 環境推進課 ☎ 内線 746 FAX21-5016

市 HP



今年もやります！ 「ひたち・くさゼロ大作戦」

9月30日を「くさゼロの日」として、市民、企業、行政が一体となって、草刈りなどの環境美化活動を行っています。

今年も、下記の期間を強調月間として取り組みます！

9月30日には、雑草のないきれいなまちになるよう、皆様のご協力をお願いします。

強調月間 **9月1日(日)～9月30日(月)**

強調月間にボランティア公用袋を交流センターなどで受け取ると

まちのコイン **81タッチ**をプレゼント！



ボランティア公用袋を受け取って、まちをきれいにしよう！



ボランティア公用袋をご活用ください。

道路や公園などのボランティア清掃で、刈った草や拾った燃えるごみを入れる袋として、「ボランティア・公用袋」を無償で配布しています。刈り草やごみを入れたボランティア・公用袋は、最寄りの燃えるごみ集積所に出してください。



配布場所

各交流センター、資源循環推進課、南部支所多目的室